

第1章 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号：以下、本計画において「法」と称す。)第42条の規定に基づき、つくばみらい市域にかかる防災に関する事項について、関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、市民の生命及び財産を災害から保護し、もって、地域社会の安寧の確保を目的とする。

第2章 自然条件

1. 位置及び地勢、土地利用

本市は茨城県の南西部、東京都心から40km圏に位置し、東はつくば市と龍ヶ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接している。市域は南北約12km、東西約10kmに広がり、面積79.14km²を有する。

市域の東部、南部の守谷市及び取手市の行政界付近を鬼怒川、小貝川が流れ、小貝川沿いは、広大な水田地帯となっている。また、東部や西部の丘陵地は、集落や畑地、平野林が広がっているが、住宅団地や工業団地、ゴルフ場なども造成され、近郊整備地帯として都市機能の強化が図られている。

本市のほぼ中央を東西に常磐自動車道が整備され、東側はつくば市、水戸市を経て福島県に、西側は守谷市を経て千葉県、東京都に至っている。また、市内に位置する谷和原インターチェンジからは、都内まで30分、つくば市まで10分となっている。また、本市の西部を南北に国道294号、市の北部を東西に国道354号が通り、そのほか、つくば市方面や守谷市、取手市、坂東市、野田市と連絡する主要地方道や一般県道が整備されている。さらに都心方面と結ぶ都市軸道路が計画され、広域道路網の整備が進んでいる。

鉄道路線としては、取手駅と下館駅を結ぶ関東鉄道常総線とつくば駅と秋葉原駅を結ぶつくばエクスプレスの2路線がある。関東鉄道常総線は、市内に小絹駅がある。取手駅からの所要時間は約36分、下館駅からの所要時間は約70分である。つくばエクスプレスは、市内にみらい平駅がある。秋葉原駅からの所要時間は約42分、つくば駅からの所要時間は12分である。

2. 気候

気候は、太平洋型の気候であり、冬季は比較的温暖で、夏期にあっても酷暑には至らず、台風や霜、雪などの被害も少ない。年間の平均気温は14℃程度、年間降水量は1,200mm～1,400mmと県南を代表するような住みよい地域である。

第3章 計画の修正

この計画は、市域での災害発生状況等を勘案した上で、必要があると認められたときには茨城県地域防災計画との整合を図りながら修正することができる。

第4章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係各機関の処理する事務又は業務は、概ね次のとおりである。

1. つくばみらい市
 - 1) つくばみらい市防災会議及び市災害対策本部に関すること。
 - 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
 - 3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
 - 4) 災害の防除と拡大防止
 - 5) 救助、防疫等災者の救助、保護
 - 6) 災害復旧資材の確保
 - 7) 被災産業に対する融資等の対策
 - 8) 被災市営施設の応急対策
 - 9) 災害時における文教対策
 - 10) 災害対策要員の動員、雇上
 - 11) 災害時における交通、輸送の確保
 - 12) 被災施設の復旧
 - 13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
2. 消防本部（常総地方広域市町村圏事務組合）
 - 1) 消防力の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
 - 2) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
 - 3) 災害の防除と拡大防止に関すること。
 - 4) 災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
 - 5) 避難住民の誘導、その他住民の避難措置に関すること。
 - 6) 救援、安否情報の収集、その他住民等の救援措置に関すること。
 - 7) その他緊急事態への対処に関すること。
3. 茨城県
 - 1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
 - 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
 - 3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
 - 4) 災害の防除と拡大の防止
 - 5) 救助、防疫等災者の救助保護
 - 6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
 - 7) 被災産業に対する融資等の対策
 - 8) 被災県営施設の応急対策
 - 9) 災害時における文教対策
 - 10) 災害時における社会秩序の維持

- 11) 災害対策要員の動員、雇上
- 12) 災害時における交通・輸送の確保
- 13) 被災施設の復旧
- 14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- 15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

4. 指定地方行政機関

1) 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関する事。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関する事。
- (6) 津波警報の伝達に関する事。

2) 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関する事。
- (2) 防災及び災害用無線局の開設、整備についての指導に関する事。
- (3) 災害時における非常通信の確保に関する事。
- (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関する事。
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関する事。

3) 関東財務局

- (1) 災害復旧事業費の査定立会いに関する事。
- (2) 災害つなぎ資金の融資(短期)に関する事。
- (3) 災害復旧事業の融資(長期)に関する事。
- (4) 国有財産の無償貸与業務に関する事。
- (5) 金融上の措置に関する事。

4) 関東信越厚生局

- (1) 厚生労働省との連携に関する事。

5) 茨城労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。
- (2) 災害時における賃金の支払いに関する事。
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事。
- (4) 労災保険給付に関する事。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事。

6) 関東農政局

- (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検・整備等の実施又は指導に関する事。
- (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事。
- (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。

- (4) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
 - (5) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理・指導及び病虫害の防除に関すること。
 - (6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
 - (7) 災害による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。
 - (8) 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。
- 7) 関東森林管理局
- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持・造成に関すること。
 - (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
- 8) 関東経済産業局
- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
 - (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
 - (3) 被災中小企業の復興に関すること。
- 9) 関東東北産業保安監督部
- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。
- 10) 関東地方整備局
- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
 - (2) 公共施設等の整備に関すること。
 - (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
 - (4) 災害に関する情報の収集及び予報・警報の伝達等に関すること。
 - (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
 - (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
 - (7) 災害時における応急対策工事等に関すること。
 - (8) 災害復旧工事に関すること。
- 11) 関東運輸局
- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
 - (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
 - (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。
- 12) 東京航空局
- (1) 災害時の航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
 - (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
 - (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
- 13) 東京管区气象台
- (1) 恒久的災害対策としての気象資料の提供に関すること。
 - (2) 異常気象時における気象予報・警報等の発表及び通知に関すること。
 - (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。
5. 自衛隊
- 1) 防災関連資料の基礎調査に関すること

- 2) 災害派遣計画の作成に関すること。
 - 3) つくばみらい市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
 - 4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
 - 5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。
6. 指定公共機関
- 1) 郵便事業株式会社
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - (3) 被災地あて救援用郵便物等の料金免除に関すること。
 - 2) 郵便局株式会社
 - (1) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。
 - 3) 日本銀行
 - (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。
 - (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。
 - (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。
 - (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関すること。
 - (5) 上記各業務にかかる広報に関すること。
 - 4) 日本赤十字社
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
 - (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。
 - (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡・調整に関すること。
 - (4) 義援金品の募集配布に関すること。
 - 5) 日本放送協会
 - (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
 - (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
 - (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。
 - 6) 東日本高速道路株式会社
 - (1) 高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関する
こと。
 - 7) 独立行政法人水資源機構
 - (1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他水資源の開発又は
利用のための施設の改築に関すること。
 - (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕、その他の管理及び災害復旧工事等に関する
こと。
 - 8) 東日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社
 - (1) 鉄道施設等の整備・保全に関すること。
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
 - 9) 東日本電信電話株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
 - (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関する事。
 - (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
- 10) 東京瓦斯株式会社
- (1) ガス施設の安全、保全に関する事。
 - (2) 災害時におけるガスの供給に関する事。
 - (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。
- 11) 日本通運株式会社
- (1) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
- 12) 東京電力株式会社
- (1) 災害時における電力供給に関する事。
 - (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
- 13) KDD I 株式会社
- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
 - (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
- 14) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
 - (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
7. 指定地方公共機関
- 1) 茨城県土地改良事業団体連合会
- (1) 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関する事。
- 2) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事。
 - (2) 生活福祉資金の貸付に関する事。
- 3) 医療関係団体(社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会)
- (1) 災害時における応急医療活動に関する事。
- 4) 水防管理団体
- (1) 水防施設資材の整備に関する事。
 - (2) 水防計画の作成と水防訓練に関する事。
 - (3) 水防活動に関する事。
- 5) 運輸機関(茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、社団法人茨城県バス協会)
- (1) 災害時における避難者及び救助物資その他の輸送の協力に関する事。
- 6) ガス事業者(東部ガス株式会社、筑波学園ガス株式会社)
- (1) ガス施設の安全、保全に関する事。
 - (2) 災害時におけるガスの供給に関する事。

- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- 7) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
 - (1) 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関すること。
 - (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
 - (3) 高圧ガスの供給に関すること。
 - (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。
- 8) 報道機関(株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送)
 - (1) 防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
 - (2) 災害応急対策等の周知に関すること。
 - (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。
- 8. 公共的団体
 - 1) 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会
 - (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
 - (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。
 - 2) 茨城みなみ農業協同組合
 - (1) 農作物、家畜の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。
 - (2) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
 - (3) 農産物の需要調整に関すること。
 - (4) 被害状況の調査に関すること。
 - 3) 医療関係団体(つくば市医師会、きぬ医師会)
 - (1) 災害時における応急医療活動に関すること。